

共謀罪

名前を変えても

レッドカード



共謀罪法案は

2003年 廃案

2005年 廃案

2009年 廃案

「テロ等組織犯罪準備罪」などに
名前を変えても
法案の提出には反対です!



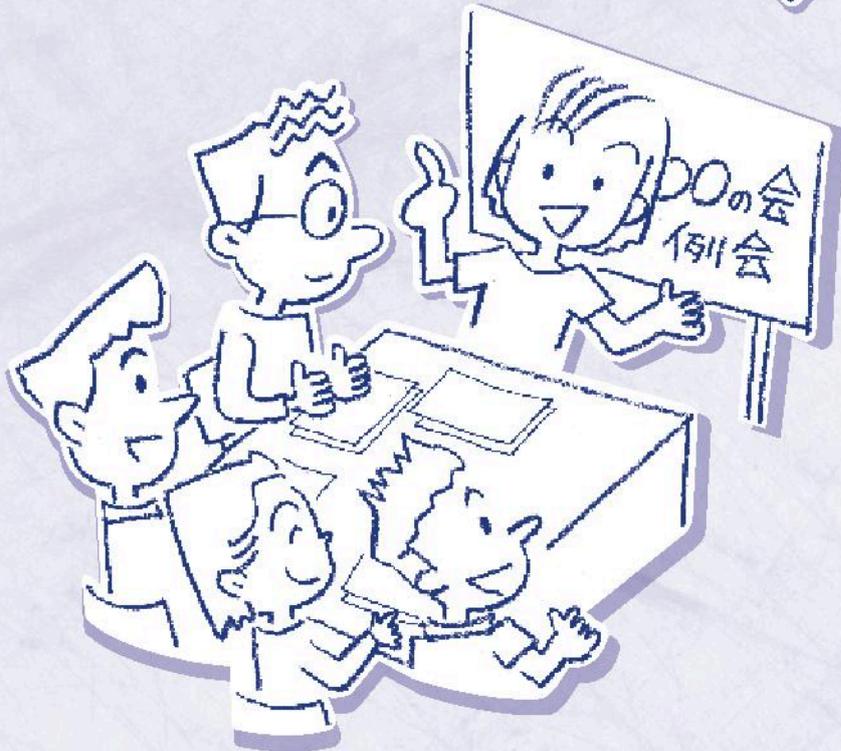
大阪弁護士会
Osaka Bar Association since 1880



「あいつをしばいたるか」

「いてもうたるか」

こんな何気ない
大阪弁でも犯罪に？



あいつのままにか監視社会に

■ 話し合っただけで処罰！

これまで、3回も廃案になった共謀罪法案が、「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変えて、政府が法案を提出しようとしていると報道されました。

この法案は、2名以上の者が「計画」すれば、実際に行動に移さなくても処罰できるというものです。

「準備行為」も要件になるように報道されていますが、「実行するためお金を引き出した」と認められれば、準備行為とされてしまうなど、およそ限定となりません。

結局、話し合っただけで処罰されることになるのです。

■ テロ対策には必要ない！

日本には、既にテロに関連する行為を処罰する法律があります。

万引きやキセル乗車、公衆トイレの落書きの相談も処罰対象とする共謀罪は、テロ対策とまったく関係ありません。

■ 共謀罪法案に反対を！

共謀罪は、私たちの会話を盗聴したり、密告したりする監視社会につながります。

現に通信傍受法の対象が拡大され、私たちの会話は今まで以上に盗聴されますし、新たな司法取引制度の導入により密告もされやすくなります。

3回も廃案になっている共謀罪にはレッドカードを突きつけましょう。

大阪弁護士会では、共謀罪について学習したい団体・グループ・学校・自治体などに弁護士の講師を派遣しています。まずはお気軽にお問い合わせください。

大阪弁護士会

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
TEL 06-6364-1681(司法課)

大阪弁護士会

